

郡山市職員安全衛生委員会要綱

昭和60年4月1日制定
平成元年4月1日一部改正
平成3年4月1日一部改正
平成10年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成20年6月26日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成25年7月11日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成26年8月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年7月31日一部改正
[総務部職員厚生課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市職員安全衛生管理規則（平成3年郡山市規則第7号）第29条の規定による郡山市職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (3) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- (4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (5) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (6) 職員の安全教育又は衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (7) 作業環境測定の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (8) 健康診断の結果に対する対策の樹立に関すること。
- (9) 職員の健康の保持増進を図るための必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (10) 長時間にわたる勤務による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (11) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (12) その他安全衛生に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから市長が指名した者 2名
- (3) 産業医
- (4) 安全衛生管理者のうちから市長が指名した者 6名

(5) 安全又は衛生に関し経験を有する職員のうちから市長が指名した者 9名

2 前項第1号に掲げる委員以外の委員の半数は、郡山市職員労働組合及び自治労郡山市職員労働組合の推薦により市長が指名した者でなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を毎月1回以上開催するようにしなければならない。

2 委員の3分の2以上の者から目的を示して要求があったときは、委員長は、会議を随時開催するものとする。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を委員会に出席させ、意見等を聴取し、又は資料の提出をさせることができる。

(結果報告等)

第9条 委員長は、会議後速やかに市長にその結果を報告し、又は意見を具申しなければならない。

(記録)

第10条 委員会が調査審議した事項は、記録し保存しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部職員厚生課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月31日から施行する。